

氏名 称又は 所在地	指定居宅サービス事業者
類別 居宅サ ビスの 種	居宅サ ビス事 業を行 う所
名 称 所 在 地	居宅サ ビス事 業を行 う所
年 月 日 指 定	年 月 日 指 定

令和7年11月26日

青森県知事 宮下宗一郎

青森県告示第五百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………（高齢福祉課）
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………（水産振興課）
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（地域支援企業課）

目次

第九百九十七号	令和七年 十一月二十六日 (水曜日)
---------	--------------------------

青森県告示第五百七十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第二百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第二百五条の二第四項の規定により公示する。

令和7年11月26日

青森県知事 宮下宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域
上北郡おいらせ町松原一丁目一六四 北向 清吉	百石町区域 同組合の地区 協	区
上北郡おいらせ町千刈田二五の五三 杉山 秀治	ほつき貝けた網 漁業を行う総ト ン數十トン未満 の漁船漁業	分

公告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和7年11月26日

青森県知事 宮下宗一郎

株式会社ひつじ雲	弘前市大字桜ヶ丘一丁目八の一	訪問介護
訪問介護ひつじ雲	弘前市大字桜ヶ丘一丁目八の一	訪問介護ひつじ雲
訪問介護ひつじ雲	弘前市大字桜ヶ丘一丁目八の一	令和 七・二・一

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
弘前城東タウンプラザ

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
セントラルリーシングシステム株式会社

北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一
代表取締役 大谷裕志

三 変更しようとする事項

区 分	現すに設置する事項		年月日更
	大規模小売店舗の事務所	大規模小売店舗の事務所	
変更前	駐車場(位置は、届出書添付)	駐車場(位置は、届出書添付)	令和八・七・二三
変更後	駐車場(位置は、届出書添付)	駐車場(位置は、届出書添付)	年月日更

- 2 提出先 青森県経済産業部地域企業支援課
- 3 記載事項
- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由
- 4 言語 意見書は、日本語により記載すること。

- 四 届出年月日
令和七年十一月十二日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧
- 1 場所
青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所
- 2 期間
令和七年十一月二十六日から令和八年三月二十六日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 六 意見書の提出
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ
る。

1 提出期限
令和八年三月二十六日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

定価小口一枚二付二十一円七十七銭
毎週月・水・金曜日発行